

2009年8月28日  
郵便事業株式会社

航空危険物を内容品とするゆうパックの航空搭載事故に対する  
国土交通省からの事業改善命令について

郵便事業株式会社においては、平成21年8月6日(木)に大阪府内で引き受けた玩具用花火が航空輸送されてしまうという重大事故(発見は8月8日(土))に対して、本日、国土交通省から貨物利用運送事業法に基づき、航空運送を行うこととなる貨物の受託に関し、保安検査等の附帯業務において、航空機で輸送が制限されている危険物(火薬類等)かどうかについて確実に確認するとともに、このための適正な業務体制を確立することについて、事業改善命令を受け、この改善の具体的措置を平成21年9月10日(木)までに報告するよう求められました。

また、同法に基づき、航空輸送が制限されている可能性のある貨物を引き受ける際、十分な品名確認が行われておらず、航空輸送されていたことに対して行政指導を受け、この改善の具体的措置を平成21年9月28日(月)までに報告するよう求められました。

この度発生しました航空危険物の航空搭載事故により、郵便事業に対する信頼を損ねる事態をもたらしたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、国土交通省からの事業改善命令等を厳粛に受け止め、再発防止策について早急に全力で取り組み、適正な業務運行体制の確立・定着を図り、全社を挙げてお客さまの信頼回復に最善の努力をいたします。

以上